



平成26年7月24日

有限会社ミート伊藤に対する景品表示法に基づく措置命令について

消費者庁は、本日、有限会社ミート伊藤（以下「ミート伊藤」という。）に対し、消費者庁及び公正取引委員会（公正取引委員会事務総局近畿中国四国事務所四国支所）の調査の結果を踏まえ、景品表示法第6条の規定に基づき、措置命令（別添参照）を行いました。

ミート伊藤が供給する牛肉、豚肉及び鶏肉に係る表示について、景品表示法に違反する行為（同法第4条第1項第2号（有利誤認）に該当）が認められました。

1 ミート伊藤の概要

所在地 愛媛県伊予市八倉113番地1
代表者 代表取締役 伊藤 誠治
設立年月 平成11年6月
資本金 300万円（平成26年7月現在）

2 措置命令の概要

(1) 対象商品

牛肉、豚肉及び鶏肉

(2) 対象表示

ア 表示の概要

(ア) 表示媒体

- a 新聞折り込みチラシ
- b テレビコマーシャル

(イ) 表示期間

- a 平成23年5月28日から平成25年12月29日まで
- b 平成24年11月28日から平成25年12月29日まで

(ウ) 表示内容

ミート伊藤は、毎月29日等を実施する「肉の日」等と称する売出し（以下「特定日の売出し」という。）に際して、対象商品を一般消費者に販売するに当たり、商品パッケージにおいて、対象商品ごとの価格（以下「個別価格」という。）を記載するとともに、次のように記載等することにより、あたかも、特定日の売出しにおいては、対象商品を通常時の販売価格の半額で販売するかのように表示していた。

a 新聞折り込みチラシ

例えば、平成25年5月23日に、愛媛県宇和島市内に配布した新聞折り込みチラシにおいて、「5月29日（水）肉の日限り」と記載した上で、「牛肉 豚肉 鶏肉 当日表示価格より 半額」と記載

<表示例>



b テレビコマーシャル

愛媛県内及び高知県内で放送されたテレビコマーシャルにおいて、「毎月29日は肉の日!!」等の映像等を放送した上で、「牛肉が半額! 当日表示価格より」等の映像及び「牛肉が半額」等の音声を放送

<表示例>

映像	音声
	<p>毎月29日は業務スーパー肉の日</p>
	<p>牛肉が半額</p>

イ 実際

実際には、特定日の売出しにおいて、ミート伊藤が対象商品の商品パッケージに記載した個別価格の多くは、通常時の販売価格が一旦引き上げられたものであって、通常時の販売価格の半額ではなかった。

(3) 命令の概要

ア ミート伊藤が行った前記(2)アの表示は、前記(2)イのとおりであって、対象商品の取引条件について、実際のものよりも取引の相手方に著しく有利であると一般消費者に誤認される表示であり、景品表示法に違反するものである旨を一般消費者に周知徹底すること。

イ 再発防止策を講じて、これを役員及び従業員に周知徹底すること。

ウ 今後、同様の表示を行わないこと。

【本件に対する問合せ先】

消費者庁表示対策課食品表示対策室

電 話 03-3507-9122

ホームページ <http://www.caa.go.jp/>

公正取引委員会事務総局近畿中国四国事務所四国支所取引課

電話（代表） 087-834-1441

ホームページ http://www.jftc.go.jp/regional_office/shikoku/

不当景品類及び不当表示防止法（抜粋）

（昭和三十七年法律第百三十四号）

（目的）

第一条 この法律は、商品及び役務の取引に関連する不当な景品類及び表示による顧客の誘引を防止するため、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれのある行為の制限及び禁止について定めることにより、一般消費者の利益を保護することを目的とする。

（不当な表示の禁止）

第四条 事業者は、自己の供給する商品又は役務の取引について、次の各号のいずれかに該当する表示をしてはならない。

- 一 商品又は役務の品質、規格その他の内容について、一般消費者に対し、実際のものよりも著しく優良であると示し、又は事実と相違して当該事業者と同種若しくは類似の商品若しくは役務を供給している他の事業者に係るものよりも著しく優良であると示す表示であつて、不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあると認められるもの
- 二 商品又は役務の価格その他の取引条件について、実際のもの又は当該事業者と同種若しくは類似の商品若しくは役務を供給している他の事業者に係るものよりも取引の相手方に著しく有利であると一般消費者に誤認される表示であつて、不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあると認められるもの
- 三 前二号に掲げるもののほか、商品又は役務の取引に関する事項について一般消費者に誤認されるおそれがある表示であつて、不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあると認めて内閣総理大臣が指定するもの

2 （省略）

（措置命令）

第六条 内閣総理大臣は、第三条の規定による制限若しくは禁止又は第四条第一項の規定に違反する行為があるときは、当該事業者に対し、その行為の差止め若しくはその行為が再び行われることを防止するために必要な事項又はこれらの実施に関連する公示その他必要な事項を命ずることができる。その命令は、当該違反行為が既になくなっている場合においても、次に掲げる者に対し、することができる。

- 一 当該違反行為をした事業者
- 二 当該違反行為をした事業者が法人である場合において、当該法人が合併により消滅したときにおける合併後存続し、又は合併により設立された法人
- 三 当該違反行為をした事業者が法人である場合において、当該法人から分割により当該違反行為に係る事業の全部又は一部を承継した法人
- 四 当該違反行為をした事業者から当該違反行為に係る事業の全部又は一部を譲り受けた事業者

（報告の徴収及び立入検査等）

第九条 内閣総理大臣は、第六条の規定による命令を行うため必要があると認めるときは、当該事業者若しくはその者とその事業に関して関係のある事業者に対し、その業務若しくは財産に関して報告をさせ、若しくは帳簿書類その他の物件の提出を命じ、又はその職員に、当該事業者若しくはその者とその事業に関して関係のある事業者の事務所、事業所その他その事業を行う場所に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2～4 （省略）

（権限の委任）

第十二条 内閣総理大臣は、この法律による権限（政令で定めるものを除く。）を消費者庁長官に委任する。

2 消費者庁長官は、政令で定めるところにより、前項の規定により委任された権限の一部を公正取引委員会に委任することができる。

3 公正取引委員会は、前項の規定により委任された権限を行使したときは、速やかに、その結果について消費者庁長官に報告するものとする。

○ 不当景品類及び不当表示防止法第十二条第一項及び第二項の規定による権限の委任に関する政令（抜粋）

（平成二十一年政令第二百十八号）

（消費者庁長官に委任されない権限）

第一条 不当景品類及び不当表示防止法（以下「法」という。）第十二条第一項の政令で定める権限は、法第二条第三項及び第四項、第三条、第四条第一項第三号並びに第五条第一項（消費者委員会からの意見の聴取に係る部分に限る。）及び第二項の規定による権限とする。

（公正取引委員会への権限の委任）

第二条 法第十二条第一項の規定により消費者庁長官に委任された権限のうち、法第九条第一項の規定による権限は、公正取引委員会に委任する。ただし、消費者庁長官が自らその権限を行使することを妨げない。

景品表示法による表示規制の概要

景品表示法 第4条 (不当な表示の禁止)

不当な表示

○優良誤認表示 (4条1項1号)

商品・サービスの品質、規格その他の内容についての不当表示

① 商品・サービスの内容について、一般消費者に対し、実際のものよりも著しく優良であると示す表示

② 商品・サービスの内容について、一般消費者に対し、事実と相違して競争事業者に係るものよりも著しく優良であると示す表示

不実証広告規制 (4条2項)

消費者庁長官は、商品・サービスの内容(効果、性能)に関する優良誤認表示に該当するか否かを判断する必要がある場合に、期間を定めて、事業者に表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を求めることができる。

⇒ 事業者が資料を提出しない場合又は提出された資料が表示の裏付けとなる合理的な根拠を示すものと認められない場合は、当該表示は不当表示とみなされる。

○有利誤認表示 (4条1項2号)

商品・サービスの価格その他取引条件についての不当表示

① 商品・サービスの取引条件について、実際のものよりも取引の相手方に著しく有利であると一般消費者に誤認される表示

② 商品・サービスの取引条件について、競争事業者に係るものよりも取引の相手方に著しく有利であると一般消費者に誤認される表示

○商品・サービスの取引に関する事項について一般消費者に誤認されるおそれがあると認められ内閣総理大臣が指定する表示 (4条1項3号)

- ① 無果汁の清涼飲料水等についての表示
- ② 商品の原産国に関する不当な表示
- ③ 消費者信用の融資費用に関する不当な表示
- ④ 不動産のおとり広告に関する表示
- ⑤ おとり広告に関する表示
- ⑥ 有料老人ホームに関する不当な表示

消表対第313号
平成26年7月24日

有限会社ミート伊藤
代表取締役 伊藤 誠治 殿

消費者庁長官 阿南 久
(公印省略)

不当景品類及び不当表示防止法第6条の規定に基づく措置命令

貴社は、貴社が供給する牛肉、豚肉及び鶏肉（以下「本件商品」という。）の取引について、不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号。以下「景品表示法」という。）第4条第1項の規定により禁止されている同項第2号に規定する不当な表示を行っていたので、同法第6条の規定に基づき、次のとおり命令する。

1 命令の内容

(1) 貴社は、貴社が一般消費者に販売した本件商品に係る表示に関して、次に掲げる事項を速やかに一般消費者に周知徹底しなければならない。この周知徹底の方法については、あらかじめ、消費者庁長官の承認を受けなければならない。

ア 貴社は、毎月29日等に実施する「肉の日」等と称する売出し（以下「特定日の売出し」という。）に際して、本件商品を一般消費者に販売するに当たり、商品パッケージにおいて、本件商品ごとの価格（以下「個別価格」という。）を記載するとともに

(ア) 例えば、平成25年5月23日に、愛媛県宇和島市内に配布した新聞折り込みチラシにおいて、「5月29日（水）肉の日限り」と記載した上で、「牛肉 豚肉 鶏肉 当日表示価格より 半額」と記載するなど、別表1「配布日」欄記載の日に、同表「配布地域」欄記載の地域内に配布した新聞折り込みチラシにおいて、同表「記載内容」欄記載のとおり記載することにより

(イ) 別表2「放送日」欄記載の日に、愛媛県内及び高知県内で放送されたテレビコマーシャルにおいて、「毎月29日は肉の日！！」等の映像及び「毎月29日は月に一度の大特売」等の音声を送った上で、「牛肉が半額！当日表示価格より」等の映像及び「牛肉が半額」等の音声を送送するなど、同表「放送内容」欄記載のとおり放送することにより

あたかも、特定日の売出しにおいては、本件商品を通常時の販売価格の半額で販売するかのように表示していたこと。

イ 実際には、特定日の売出しにおいて、本件商品の商品パッケージに記載された個別価格の多くは、通常時の販売価格が一旦引き上げられたものであったこと。

ウ 前記アの表示は、前記イのとおりであって、本件商品の取引条件について、実際のものよりも取引の相手方に著しく有利であると一般消費者に誤認される表示であり、景品表示法に違反するものであること。

- (2) 貴社は、今後、本件商品又はこれと同種の商品の取引に関し、前記(1)記載の表示と同様の表示が行われることを防止するために必要な措置を講じ、これを貴社の役員及び従業員に周知徹底しなければならない。
- (3) 貴社は、今後、本件商品又はこれと同種の商品の取引に関し、前記(1)記載の表示と同様の表示を行うことにより、当該商品の取引条件について、実際のものよりも取引の相手方に著しく有利であると一般消費者に誤認される表示をしてはならない。
- (4) 貴社は、前記(1)に基づいて行った周知徹底及び前記(2)に基づいて採った措置について、速やかに文書をもって消費者庁長官に報告しなければならない。

2 事実

- (1)ア 有限会社ミート伊藤（以下「ミート伊藤」という。）は、愛媛県伊予市八倉113番地1に本店を置き、食肉等の小売業を営む事業者である。

イ ミート伊藤は、本件商品について、取引先卸売業者から仕入れ、「えひめの四季」及び「業務スーパー宇和島店」と称する自ら運営する2店舗並びに他の事業者が運営する2店舗内の食肉売場において、一般消費者に販売している。

- (2) ミート伊藤は、本件商品に係る新聞折り込みチラシ、テレビコマーシャル及び商品パッケージにおける表示内容を自ら決定している。
- (3) ミート伊藤は、特定日の売出し以外において、本件商品の販売価格を設定するための基準となる価格を設定し、本件商品の通常時の販売価格を決定し、これを本件商品の商品パッケージに表示している。
- (4) ミート伊藤は、遅くとも平成21年2月頃以降、自ら運営する店舗及び他の事業者が運営する店舗内の食肉売場において、特定日の売出しを実施している。
- (5) ミート伊藤は、特定日の売出しに際して、本件商品を一般消費者に販売するに当たり、商品パッケージにおいて、個別価格を記載するとともに

ア 例えば、平成25年5月23日に、愛媛県宇和島市内に配布した新聞折り込みチラシ（別添写し1）において、「5月29日（水）肉の日限り」と記載した上で、「牛肉 豚肉 鶏肉 当日表示価格より 半額」と記載するなど、別表1「配布日」欄記載の日に、同表「配布地域」欄記載の地域内に配布した新聞折り込みチラシにおいて、同表「記載内容」欄記載のとおり記載することにより

イ 別表2「放送日」欄記載の日に、愛媛県内及び高知県内で放送されたテレビコマーシャル（別添写し2）において、「毎月29日は肉の日！！」等の映像及び「毎月29日は月に一度の大特売」等の音声を送った上で、「牛肉が半額！当日表示価格

より」等の映像及び「牛肉が半額」等の音声を放送するなど、同表「放送内容」欄記載のとおり放送することにより

あたかも、特定日の売出しにおいては、本件商品を通常時の販売価格の半額で販売するかのように表示していた。

- (6) 実際には、特定日の売出しにおいて、本件商品の商品パッケージに記載された個別価格の多くは、通常時の販売価格が一旦引き上げられたものであった。

3 法令の適用

前記事実によれば、ミート伊藤は、自己の供給する本件商品の取引条件について、実際のものよりも取引の相手方に著しく有利であると一般消費者に誤認されるため、不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあると認められる表示をしていたものであり、この表示は、景品表示法第4条第1項第2号に該当するものであって、かかる行為は、同項の規定に違反するものである。

4 法律に基づく教示

- (1) 行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第57条第1項の規定に基づく教示
この処分について不服がある場合には、行政不服審査法第6条の規定に基づき、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、書面により消費者庁長官に対し異議申立てをすることができる。

- (2) 行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第46条第1項の規定に基づく教示
訴訟により、この処分の取消しを求める場合には、行政事件訴訟法の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、国（代表者法務大臣）を被告として、この処分の取消しの訴えを提起することができる。

（注1） この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日から1年を経過すると、この処分の取消しの訴えを提起することができなくなる。

（注2） 異議申立てをして決定があった場合には、この処分の取消しの訴えは、その決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。ただし、その決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、その決定の日から1年を経過すると、この処分の取消しの訴えを提起することができなくなる。

別表1（新聞折り込みチラシ）

配布日	配布地域	記載内容
平成23年5月28日	愛媛県伊予郡	例えば ・「5月29日（水）肉の日限り」 ・「牛肉 豚肉 鶏肉 当日表示価格より半額」 ・「牛肉・豚肉・鶏肉 表示価格より半額」 等
平成23年5月29日	高松市、愛媛県内（松山市・今治市・宇和島市・新居浜市・伊予市・四国中央市）、高知市	
平成23年6月25日	愛媛県伊予郡	
平成23年6月28日	愛媛県宇和島市	
平成23年7月29日	高松市、愛媛県内（松山市・今治市・宇和島市・新居浜市・伊予市・四国中央市・伊予郡）、高知市	
平成23年8月26日	愛媛県宇和島市	
平成23年8月27日	愛媛県伊予郡	
平成23年8月28日	高松市、愛媛県内（松山市・今治市・新居浜市・伊予市・四国中央市）、高知市	
平成23年9月23日	愛媛県宇和島市	
平成23年10月28日	愛媛県宇和島市	
平成23年10月29日	愛媛県伊予郡	
平成23年11月26日	愛媛県伊予郡	
平成23年12月24日	愛媛県伊予郡	
平成23年12月28日	高知県内（宿毛市・四万十市）	
平成23年12月29日	高松市、愛媛県内（松山市・今治市・宇和島市・新居浜市・伊予市・四国中央市・伊予郡）、高知市	
平成24年1月28日	愛媛県内（宇和島市・伊予郡）	
平成24年1月29日	高松市、愛媛県内（松山市・今治市・新居浜市・伊予市・四国中央市）、高知市	
平成24年2月25日	愛媛県内（松山市・宇和島市・伊予市・伊予郡）	
平成24年4月27日	愛媛県宇和島市	
平成24年4月28日	愛媛県伊予郡	
平成24年4月29日	愛媛県内（松山市・今治市・新居浜市・伊予市・四国中央市）、高知市	
平成24年5月26日	愛媛県内（宇和島市・伊予郡）	
平成24年6月29日	愛媛県内（松山市・今治市・宇和島市・新居浜市・伊予市・四国中央市・伊予郡）、高知市	
平成24年7月26日	愛媛県宇和島市	
平成24年7月28日	愛媛県伊予郡	
平成24年7月29日	愛媛県内（松山市・今治市・新居浜市・伊予市・四国中央市）、高知市	
平成24年8月25日	愛媛県伊予郡	
平成24年9月29日	愛媛県内（松山市・今治市・宇和島市・新居浜市・伊予市・四国中央市・伊予郡）、高知市	
平成24年10月18日	高知県内（宿毛市・四万十市）	
平成24年10月27日	愛媛県伊予郡	
平成24年10月28日	愛媛県内（松山市・今治市・宇和島市・新居浜市・伊予市・四国中央市）、高知市	
平成24年12月29日	愛媛県内（宇和島市・伊予郡）	
平成25年1月23日	愛媛県宇和島市	
平成25年1月26日	愛媛県伊予郡	

配布日	配布地域	記載内容
平成25年2月23日	愛媛県伊予郡	<p>例えば</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「5月29日（水）肉の日限り」 ・「牛肉 豚肉 鶏肉 当日表示価格より半額」 ・「牛肉・豚肉・鶏肉 表示価格より半額」 <p>等</p>
平成25年2月24日	愛媛県宇和島市	
平成25年4月27日	愛媛県伊予郡	
平成25年4月29日	愛媛県内（松山市・今治市・宇和島市・新居浜市・伊予市・四国中央市）	
平成25年5月23日	愛媛県内（松山市・宇和島市・伊予市）	
平成25年5月25日	愛媛県伊予郡	
平成25年6月16日	高知県内（宿毛市・四万十市）	
平成25年6月29日	愛媛県伊予郡	
平成25年7月14日	高知県内（宿毛市・四万十市）	
平成25年7月27日	愛媛県伊予郡	
平成25年8月11日	高知県内（宿毛市・四万十市）	
平成25年8月24日	愛媛県伊予郡	
平成25年9月28日	愛媛県伊予郡	
平成25年10月20日	高知県内（宿毛市・四万十市）	
平成25年10月26日	愛媛県伊予郡	
平成25年10月29日	愛媛県宇和島市	
平成25年11月17日	高知県内（宿毛市・四万十市）	
平成25年12月28日	愛媛県伊予郡	
平成25年12月29日	愛媛県西予市、高知県内（宿毛市・四万十市）	

別表2 (テレビコマーシャル)

放送日	放送内容
平成24年 11月28日、29日 12月28日、29日 平成25年 1月28日、29日 6月28日、29日 7月28日、29日 8月28日、29日 9月28日、29日 11月28日、29日 12月28日、29日	<p>【音声】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「毎月29日は業務スーパー肉の日」 ・「牛肉が半額」 ・「豚肉が半額」 ・「鶏肉も半額」 ・「毎月29日は月に一度の大特売」 <p>【映像】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「毎月29日は 肉の日！！」 ・「牛肉が半額！ 当日表示価格より」 ・「豚肉が半額！ 当日表示価格より」 ・「鶏肉も半額！ 当日表示価格より」 ・「毎月29日は 月に一度の 大特売！！」

ミート伊藤
宇和島店

◆営業時間/午前9:00~午後8:00
TEL.(0895)26-9055

ミート伊藤創業祭16周年

第三弾



広告売り出し期間 5月23日(木)~6月5日(水) 全品売り切れコメン

ミート伊藤宇和島店

宇和島市中沢町1丁目1-11

14日間のご奉仕品

ミート伊藤ファンの皆様へ、日頃の感謝の気持ちを込めて
社長に内緒で、**16円セール**をやっちゃいます!!

※このチラシ、2週間は保管してくださいね。
(有)ミート伊藤 取締役 松廣 好美

16周年に感謝して、16円セール

各日の12:00スタートの精肉商品(先着100kg限り)
店内で1000円以上お買い上げのお客様
1家族様2バック限り 100g **16円**

5月23日(木)限り 売り切れコメン

- グリコ 二段黒カレー 中辛 160g1箱 **16円**
- 国産若鶏皮 100gあたり **16円**
- 国産若鶏肝 100gあたり **16円**
- ブラジル産若鶏もも肉 各100gあたり **16円**
- 国産豚小間切れ(解凍品) 100gあたり **16円**

5月24日(金)限り 売り切れコメン

- うどん 200g1玉 **16円**
- 国産若鶏むね肉 100gあたり **16円**

5月25日(土)限り 売り切れコメン

- 笹だまご 10個入 **16円**
- 台換ミンチ(解凍品) 100gあたり **16円**

5月26日(日)限り 売り切れコメン

- もめん豆腐 830g **16円**
- 牛蒡付焼肉用 産地は商品に記載しています。100gあたり **16円**

5月27日(月)限り 売り切れコメン

- 西村園村 絹かつお沢庵 1本 **16円**
- 牛蒡付生巻用 産地は商品に記載しています。100gあたり **16円**

5月28日(火)限り 売り切れコメン

- イカリ ケチャップ 800g1缶 **16円**
- 国産若鶏手羽元(解凍品) 100gあたり **16円**

5月29日(水) 肉の日限り 売り切れコメン

牛肉 豚肉 鶏肉 半額

当日表示価格より
※一部商品を除く

5月30日(木)限り 売り切れコメン

- ヒロシ食品 新潟産たくあん 1本 **16円**
- 国産若鶏ささみ 100gあたり **16円**

5月31日(金)限り 売り切れコメン

- 業務スーパー キッチンフリーチ 600g **16円**
- 産児島県産黒豚ハラミ焼肉用(解凍品) 100gあたり **16円**

6月1日(土)限り 売り切れコメン

- むし焼きそば 150g1玉 **16円**
- 国産豚トロ焼肉用(解凍品) 100gあたり **16円**

6月2日(日)限り 売り切れコメン

- 唐揚げ粉 1kg **16円**
- 国産若鶏手羽先 100gあたり **16円**

6月3日(月)限り 売り切れコメン

- 業務スーパー 中力小麦粉 1kg **16円**
- ニュージャーランド産牛小間切れ(解凍品) 100gあたり **16円**

6月4日(火)限り 売り切れコメン

- 業務食品 冷凍豚絞うどん 200g×5巻 **16円**
- メキシコ産牛バラ焼肉用(解凍品) 100gあたり **16円**

6月5日(水)限り 売り切れコメン

- 神戸物産 本醸造ごいくちしょうゆ **16円**
- 国産若鶏もも切れ 100gあたり **16円**

青果コーナー 毎日、大特価で奉仕!!

別添写し1
(縮小したもの)

映像 1



音声 1

毎月29日は
業務スーパー
肉の日

映像 2



音声 2

牛肉が半額

映像 3



音声 3

豚肉が半額

映像 4



音声 4

鶏肉も半額

映像 5



音声 5

毎月29日は
月に一度の大特売